

防衛省

《防衛省》

表 21-1 防衛省の政策評価に関する計画の策定状況

<p>基本計画の名称</p>	<p>防衛省における政策評価に関する基本計画（平成 23 年 3 月 31 日策定） 平成 24 年 3 月 30 日一部改正 平成 24 年 9 月 7 日一部改正 平成 25 年 3 月 29 日一部改正</p>	
<p>基本計画の主な規定内容</p>	<p>1 計画期間</p> <p>2 事前評価の対象等</p>	<p>○ 平成 23 年度から 25 年度までの 3 年間</p> <p>○ 事前評価は、事業評価を基本として実施する。</p> <p>○ 施策（狭義）において、新規に概算要求、組織及び定員要求又は法令の改正を伴う場合は、特段の事情がない限り評価の対象とする。</p> <p>○ 事務事業については、以下に該当する場合は、特段の事情がない限り評価の対象とする。</p> <p>ア 新規研究開発（技術開発、重要技術研究及び総事業費 10 億円以上の技術研究）</p> <p>イ 概算要求、組織及び定員要求又は法令の改正を行うもので、新規に実施しようとするもののうち、国民の関心が高いと考えられるなど、政策所管課等が必要と認める場合</p> <p>○ 公共の利益のために、国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する法令の制定又は改廃を行う場合は、評価の対象とする。</p> <p>○ 国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等に係る税制改正要望を行う場合は、評価の対象とする。</p>
<p>3 事後評価の対象等</p>	<p>4 政策評価の結果の政策への反映</p>	<p>○ 計画期間内において事後評価の対象としようとする政策は、法第 7 条第 2 項各号に規定されている要件に該当する政策を含め、毎年度の実施計画に明記し、防衛大臣が定める。</p> <p>○ 事後評価は、中間段階の事業評価、事後の事業評価、実績評価及び総合評価として実施する。</p>
<p>5 国民の意見・要望を受け取るための窓口の整備</p>		<p>○ 政策評価の結果は、概算要求、組織及び定員要求、法令等による制度の新設又は改廃等による政策の見直し、各種中長期計画の策定等の企画立案作業に資するため、大臣官房企画評価課（以下「企画評価課」という。）から政策所管課に適時に通知する。</p> <p>○ 政策所管課は、政策評価の結果を当該政策に反映させるとともに、反映状況を適切に把握する観点から、少なくとも年に 1 回、政策評価の結果の政策への反映状況を企画評価課に速やかに通知する。その際、企画評価課は、評価結果の政策への反映を促進するとともに、政策への反映が不十分であると判断した場合は、適切な反映を図る旨当該政策所管課に通知する。</p> <p>○ 企画評価課は、評価書、評価結果の政策への反映状況等の公表に当たり、国民が容易にその内容を把握できるよう、防衛省ホームページへの掲載、広報窓口への備付け等を行う。</p> <p>○ 部外からの意見・要望等は、企画評価課又は防衛省ホームページ上で受け付け、必要な措置を講ずる。</p>
<p>実施計画の名称</p>	<p>平成 25 年度の防衛省における事後評価の実施に関する計画（平成 25 年 8 月 30 日策定） 平成 26 年 3 月 31 日一部改正</p>	
<p>実施計画の主な規定内容</p>	<p>1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）及び評価の方式</p> <p>2 未着手・未了（法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに該当するもの）</p> <p>3 その他の政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの）</p>	<p>○ 4 事業（期中）</p> <p>○ 8 事業（完了後）</p> <p>該当する政策なし</p> <p>該当する政策なし</p>

表 21-2 防衛省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内訳件数		
事前評価	事業評価方式（新規研究開発）：11件 〔表21-3-ア〕	事業を実施することが妥当	11	評価結果を踏まえ、評価対象事業を実施することとした	11	
				<概算要求及び機構・定員要求への反映> 〔 概算要求に反映 11件 機構・定員要求に反映 7件 (うち、定員7件) 〕		
	事業評価方式（租税特別措置等）：1件 〔表21-3-イ〕	継続が妥当	1	評価結果を踏まえ、税制改正要望を行うこととした	1	
事後評価	主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策 (法第7条第2項第1号)	事業評価方式（中間段階）：4件 〔表21-3-ウ〕	継続が妥当	1	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めることとした 【引き続き推進】	1
			体制を充実・強化した上で、継続が妥当	3	2 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った 【改善・見直し】	3
		<概算要求及び機構・定員要求への反映> 〔 機構・定員要求に反映 3件 (うち、定員3件) 〕				
		事業評価方式（事後）：7件 〔表21-3-エ〕	研究開発課題はおおむね達成された	1	評価結果を踏まえ、今後対策に取り組むもの	1
			研究開発課題は達成された	6	評価結果を踏まえ、今後の研究開発又は装備化に反映させるもの	6
		事業評価方式（租税特別措置等）：1件 〔表21-3-オ〕	継続が妥当	1	評価結果を踏まえ、租税特別措置等を継続することとした 【引き続き推進】	1
未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—	

表 21-3 防衛省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 平成 26 年度予算概算要求に当たり、事業評価方式を用いて、以下の 11 項目を対象として評価を実施し、その結果を平成 25 年 8 月 30 日に「平成 25 年度政策評価書(事前の事業評価)」として公表。

表 21-3-ア 研究開発を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	装輪装甲車(改)
2	新戦術情報処理装置の研究
3	将来射撃管制技術の研究
4	将来隊員パワーアシスト技術の研究
5	野外指揮・通信システム一体化技術の研究
6	将来ベトロニクスシステムの研究
7	水中無人航走体長期運用システム技術の研究
8	適応制御型高速ネットワーク技術の研究
9	高出力マイクロ波技術に関する研究
10	赤外線画像の高解像度技術に関する研究
11	機体構造軽量化技術の研究

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)の表 21-4-(1)参照。

- (2) 租税特別措置等に係る 1 政策を対象として事前評価を実施し、その結果を平成 25 年 8 月 30 日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表 21-3-イ 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	特定の事業用資産の買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)の表 21-4-(2)参照。

2 事後評価

- (1) 事業評価方式を用いて、「平成 25 年度の防衛省における事後評価の実施に関する計画」に基づき、以下の 4 項目について評価を実施し、その結果を平成 25 年 8 月 30 日及び 26 年 3 月 31 日に「平成 25 年度政策評価書(中間段階の事業評価)」として公表。

表 21-3-ウ 事業評価方式により評価を実施した政策(中間段階)

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	日豪・日米豪の防衛協力に関する体制強化	体制を充実・強化した上で、継続が妥当	改善・見直し

2	事態対処体制の強化	体制を充実・強化した上で、継続が妥当	改善・見直し
3	米軍機の配備・運用及び自衛隊の南西地域における防衛態勢の整備の円滑な実施	体制を充実・強化した上で、継続が妥当	改善・見直し
4	男女共同参画の推進	継続が妥当	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表21-4-(3)参照。

(2) 事業評価方式を用いて、「平成25年度の防衛省における事後評価の実施に関する計画」に基づき、以下の7項目について評価を実施し、その結果を平成26年3月31日に「平成25年度政策評価書(事後の事業評価)」として公表。

表21-3-エ 事業評価方式により評価を実施した政策(事後)

No.	評価対象政策
1	次期固定翼哨戒機
2	艦艇初期検討評価技術
3	一体型MD C技術の研究
4	将来ネットワーク型多目的誘導弾システムの研究
5	検知技術の研究
6	画像ジャイロ応用技術の研究
7	先進SAMの研究/先進SAM要素技術の研究

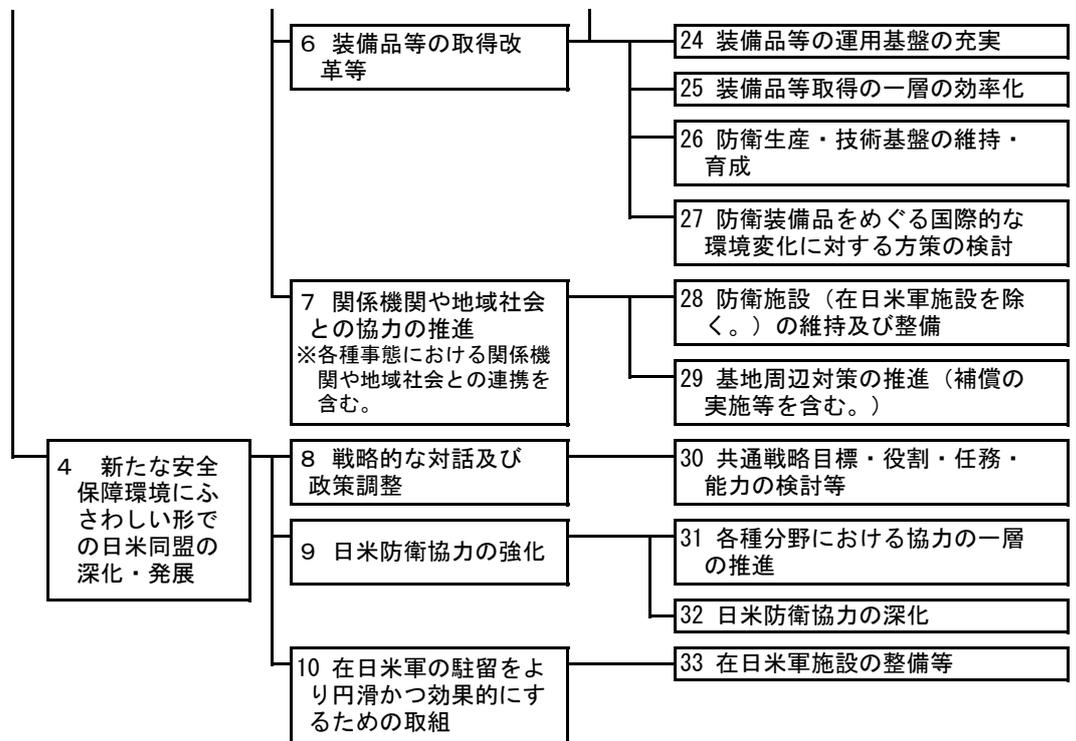
(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表21-4-(4)参照。

(3) 事業評価方式を用いて、「平成25年度の防衛省における事後評価の実施に関する計画」に基づき、租税特別措置等に係る1政策を対象として事後評価を実施し、その結果を平成25年8月30日に「租税特別措置等に係る政策の事後評価書」として公表。

表21-3-オ 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	継続が妥当	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表21-4-(5)参照。



(注) 政策ごとの予算との対応については、防衛省ホームページ(<http://www.mod.go.jp/j/yosan/2013/taiou.pdf>)参照。